

## 三重県医療安全施設設備整備費補助金について

### 1 補助金の趣旨

平成 27 年 10 月に施行された医療事故調査制度の円滑な運用を図るため、県内医療機関が行う医療安全に資する設備（下表）の整備事業に対して補助を行います。

1 整備対象設備	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
手術室、救急処置室等の録画装置（入力機器（カメラ）、記録装置（レコーダー）、及び出力機器（モニター））及び同装置の機能向上を図るための周辺装置	一医療機関あたり事業費 4,000 千円	○対象設備の整備に必要な経費（機器装置購入費（設置に要する費用を含む）、備品購入費） ○その他、知事が対象経費として認めたもの	1 / 2

### 2 補助対象等

- (1) 補助事業者：県内に住所を置く医療機関（開設者の種別は問わない）。
- (2) 事業期間：補助金交付決定のあった日から翌年 3 月 31 日までです。

### 3 補助実績

- (1) 平成 28 年度（制度開始）

補助対象施設 5 施設 補助額計 5,463 千円

（内訳）

医療法人社団プログレス 四日市消化器病センター	1,175,000 円
三重大学医学部附属病院	998,000 円
名張市立病院	529,000 円
紀南病院	2,000,000 円
四日市羽津医療センター	761,000 円

- (2) 平成 29 年度

補助対象施設 1 施設 補助額計 2,000 千円

市立四日市病院 2,000,000 円

- (3) 平成 30 年度

1 2 月時点交付申請 1 施設 交付決定額計 2,000 千円

三重大学医学部附属病院 2,000,000 円

（予算 8,000 千円）